

2025年5月改訂（第7版）

貯法 室温保存

承認指令書番号

17消安第3274号

販売開始

1994年4月

動物用医薬品

使用基準

殺菌消毒剤（家畜伝染病予防法指定消毒薬成分含有製剤）

モルホナイド® 10

塩化ジデシルジメチルアンモニウム製剤

®登録商標

18L

【成分及び分量】

品名	モルホナイド10
有効成分	塩化ジデシルジメチルアンモニウム
含量	100mL中 塩化ジデシルジメチルアンモニウム 10g

【効能又は効果】

(1) 畜産領域

①畜・鶏舎の消毒 ②畜・鶏体の消毒 ③伝染病発生時の鶏の飲水の消毒 ④搾乳器具・ふ卵器具の消毒 ⑤乳房・乳頭の消毒 ⑥種卵卵殻の消毒

(2) 家畜診療領域

①診療器具の消毒 ②繁殖用機械器具の消毒 ③外傷部位の消毒 ④手術部位の消毒

【用法及び用量】

(1) 畜産領域

①畜・鶏舎の消毒

有効成分として0.005～0.02%（本剤の500～2000倍希釈）となる水溶液を床面または壁に適量散布するか、または同濃度の水溶液で洗浄もしくは清拭する。

②畜・鶏体の消毒

以下の希釈水溶液を畜・鶏体に直接噴霧する。

鶏：有効成分として0.00333～0.02%

（本剤の500～3000倍希釈）

豚：有効成分として0.00333～0.02%

（本剤の500～3000倍希釈）

牛：有効成分として0.005～0.02%

（本剤の500～2000倍希釈）

畜体表面の真菌の消毒には、有効成分として0.05～0.1%（本剤の100～200倍希釈）となる温湯液を畜体に直接噴霧する。

③伝染病発生時の鶏の飲水の消毒

有効成分として0.00125～0.00167%（本剤の6000～8000倍希釈）となるように鶏の飲水に希釈して用いる。

④搾乳器具・ふ卵器具の消毒

有効成分として0.00333～0.02%（本剤の500～3000倍希釈）となる水溶液を適量散布するか、または有効成分として0.01～0.02%（本剤の500～1000倍希釈）となる水溶液に20分以上浸漬する。

⑤乳房・乳頭の消毒

有効成分として0.005～0.01%（本剤の1000～2000倍希釈）となる水溶液で清拭または洗浄する。

⑥種卵卵殻の消毒

有効成分として0.005～0.02%（本剤の500～2000倍希釈）となる水溶液を噴霧するか、または有効成分として0.02～0.04%（本剤の250～500倍希釈）となる水溶液で清拭する。

(2) 家畜診療領域

①診療器具の消毒

有効成分として0.00333～0.02%（本剤の500～3000倍希釈）となる水溶液を適量散布するか、または有効成分として0.01～0.02%（本剤の500～1000倍希釈）となる水溶液に20分以上浸漬する。

②繁殖用機械器具の消毒

有効成分として0.01～0.02%（本剤の500～1000倍希釈）となる水溶液に、30分以上浸漬するか、または有効成分として0.02～0.1%（本剤の100～500倍希釈）となる水溶液で清拭する。

③外傷部位の消毒

有効成分として0.005～0.025%（本剤の400～2000倍希釈）となる水溶液で適宜湿布、清拭または洗浄する。

④手術部位の消毒

有効成分として0.005～0.025%（本剤の400～2000倍希釈）となる水溶液で適宜湿布、清拭または洗浄する。

<休業期間>

本剤を牛、豚、馬、緬・山羊、鶏に噴霧する場合は、本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で、出荷等を行わないこと。

牛、豚、馬、緬・山羊：5日、鶏：3日

【使用上の注意】

(基本的事項)

1.守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤を牛、豚、馬、緬・山羊、鶏に噴霧する場合は、本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で、出荷等を行わないこと。
牛、豚、馬、緬・山羊：5日間、鶏：3日間
- ・本剤を鶏の飲水の消毒に用いる場合は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、本剤を鶏の飲水の消毒に投与する場合は、上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

鶏：食用に供するためにと殺する前5日間

(使用者に対する注意)

- ・散布または噴霧中には、マスク等をして薬剤を吸い込まないように注意すること。

(対象動物に関する注意)

- ・本剤は伝染病発生時の飲水消毒以外、経口投与しないこと。
- ・畜・鶏体への噴霧により眼粘膜等を刺激することもあるので、目周辺に噴霧する際は、注意して使用すること。
- ・乳房・乳頭の消毒により皮膚等を刺激することもあるので、乳房・乳頭の皮膚等の状況に注意して使用すること。
- ・搾乳直前の乳房・乳頭の消毒は避けること。
- ・手術部位等の消毒に使用し、包帯をする場合は、通気性を十分考慮すること。

(取り扱い及び廃棄のための注意)

- ・有機物質等（糞、尿等の汚物、血液、血清、牛乳等）は本剤の消毒効果を減弱させるので、水で十分に清拭または洗浄して有機物質等を除去してから使用すること。

- ・希釈液は、使用の都度調製すること。
- ・希釈液を調製する場合は、次のことに注意すること。
 - (ア) 原液は、油脂や他の薬品類と直接接触させないこと。
 - (イ) 鉄、亜鉛、ブリキ等の金属器具を腐食させることがあるので、プラスチック製またはステンレス製の容器等で調製すること。
 - (ウ) 調製に使用する容器は、予め十分に水洗しておくこと。
- ・他の殺虫剤や消毒剤と混用しないこと。
- ・搾乳器具は、消毒後、水で十分に洗浄し、牛乳中に薬剤が混入しないようにすること。
- ・寒冷地において冬期に結晶が析出した場合は、加温して溶解してから使用すること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・小児の手の届かない場所に保管すること。
- ・直射日光、高温及び多湿を避け、寒冷時に凍結しないような場所に保管すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れ替えないこと。

2.使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・薬剤が、皮膚、眼、飲食物、飼料、被服、小児のおもちゃ等に直接からないように注意すること。万一、皮膚や眼に付着した場合には、水でよく洗うこと。また、眼に付着した場合は、念のため医師の診察を受けること。
- ・薬剤を誤飲しないように注意すること。万一、誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・アレルギー体質者等で、発赤、掻痒感等の過敏症状が現われた場合には、直ちに使用を中止すること。

(対象動物に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術
〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目11番5号
TEL 03-3264-7559

発売元



共立製薬株式会社

東京都千代田区九段南 1-6-5

製造販売元



サンケミコア株式会社

宮城県仙台市青葉区芋沢字大竹新田8-1

製造番号：

使用期限：

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。